

「植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準案」

1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第 1 号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。
- (2) これを受け、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表 2 及び 2 の 2 に定める旨を規定している。
- (3) 現在、ペルーから発送され、又は当該地域を経由したぶどう属植物の生果実については、ペルーにおいて検疫有害動植物であるチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエの発生が確認されていることから、別表 2 の 1 の項及び別表 2 の 2 の 1 の項において、輸入禁止品として位置付けられている。

2. 改正の趣旨

- (1) ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実については、国際植物防疫条約においてチチュウカイミバエの殺虫処理基準が制定されている。ペルーは、我が国に対し、同国産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に当該基準に基づく処理を適用した輸入解禁を要請した。
- (2) これを受け、我が国植物防疫官がペルーにおける当該処理の実効性の確認等を行ったところ、当該処理はチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエの殺虫処理として有効であり、当該処理を行うことを輸入の条件とすれば、我が国にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。
- (3) このため、ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実の輸入を認めることとし、規則の改正等によりその条件を定めることとする。

3. 改正案等の主要内容

- (1) 規則等の一部改正（植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案）
輸入禁止品から一定の基準に適合するペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実を除くため、輸入禁止品を定める規則別表 2 の 1 の項から除くものとして新たに付表第 79 に「ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する等の所要の改正を行う。
- (2) 告示の制定（ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準案）
(1) の改正に伴い、ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準として次の条件等を新たに制定する。
 - ① あらかじめペルー植物防疫機関により指定された低温処理コンテナンにおいて、生果実が本告示で定める温度以下で消毒されたものであること
 - ② 当該生果実がチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエに侵されていないものであること
 - ③ ①及び②について、ペルー植物防疫機関による検査及び証明が行われること

4. 今後のスケジュール

パブリックコメント：令和5年1月中旬～2月中旬

公聴会：令和5年2月中旬

改正規則及び改正告示の公布・施行：令和5年3月中旬（公布日施行）

○農林水産省令第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表二（第九条関係）			別表二（第九条関係）		
地 域	植 物	備考（対象とする検 疫有害動植物）	地 域	植 物	備考（対象とする検 疫有害動植物）
一 （略）	アキ、アコカンテ ラ・オッポシティフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカンタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。） 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリ ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシュナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルティ ナ、キウイフルツ	（略）	一 （略）	アキ、アコカンテ ラ・オッポシティフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカンタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。） 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリ ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシュナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルティ ナ、キウイフルツ	（略）

、きばなきようちく とう、きんきじゆ、 ククミス・ディプサ ケウス、くさとべら 、グルーイア・トリ コカルパ、コツキニ ア・ミクロフィラ、 コロカルプス・エ リプチクス、ごれん し、ざくろ、サラシ ア・エレガンス、ジ ヤボチカバ、スカエ ウオラ・プルミエリ 、そらまめ、てりは ぼく、てんじくいぬ かんこ、なつめやし 、ナンセ、なんよう ざくら、にがうり、 はてるまぎり、ハル ペフィルム・カッフ ルム、フィリキウム ・デキピエンス、フ エイジョア、ブティ ア・エリオスパタ、 ブティア・カピタタ 、フラゲラリア・グ イネエンシス、フル エッゲア・ウイロサ 、ブルケア・フェル ギネア、ベルベリス ・ホルステイ、ペ ンタロパロピリラ・	
、きばなきようちく とう、きんきじゆ、 ククミス・ディプサ ケウス、くさとべら 、グルーイア・トリ コカルパ、コツキニ ア・ミクロフィラ、 コロカルプス・エ リプチクス、ごれん し、ざくろ、サラシ ア・エレガンス、ジ ヤボチカバ、スカエ ウオラ・プルミエリ 、そらまめ、てりは ぼく、てんじくいぬ かんこ、なつめやし 、ナンセ、なんよう ざくら、にがうり、 はてるまぎり、ハル ペフィルム・カッフ ルム、フィリキウム ・デキピエンス、フ エイジョア、ブティ ア・エリオスパタ、 ブティア・カピタタ 、フラゲラリア・グ イネエンシス、フル エッゲア・ウイロサ 、ブルケア・フェル ギネア、ベルベリス ・ホルステイ、ペ ンタロパロピリラ・	

ウンベルラタ、ボウ レリア・ペティオラ リス、ポポー、ポリ スファエリア・パ ウイフオリア、マ ーリンゴ、モノドラ ・グランディディエ リ、ランプロタムヌ ス・ザングエバリク ス、りゆうがん、ル ディア・マウリティ アナ、れいし、いち じく属植物、インガ 属植物、いんげん属 植物、ヴァングエリ ア属植物、かき属植 物（付表第四十一に 掲げるものを除く。 ）、カリッサ属植物 、くるみ属植物、く わ属植物、コッコロ バ属植物、コーヒー ノキ属植物、すぐり 属植物、すのき（こ けもも）属植物、と けいそう属植物、ド ビアーリス属植物、 ドリペテス属植物、 なつめ属植物、にん めんし属植物、ばし よう属植物（成熟し ていないバナナの生	
ウンベルラタ、ボウ レリア・ペティオラ リス、ポポー、ポリ スファエリア・パ ウイフオリア、マ ーリンゴ、モノドラ ・グランディディエ リ、ランプロタムヌ ス・ザングエバリク ス、りゆうがん、ル ディア・マウリティ アナ、れいし、いち じく属植物、インガ 属植物、いんげん属 植物、ヴァングエリ ア属植物、かき属植 物（付表第四十一に 掲げるものを除く。 ）、カリッサ属植物 、くるみ属植物、く わ属植物、コッコロ バ属植物、コーヒー ノキ属植物、すぐり 属植物、すのき（こ けもも）属植物、と けいそう属植物、ド ビアーリス属植物、 ドリペテス属植物、 なつめ属植物、にん めんし属植物、ばし よう属植物（成熟し ていないバナナの生	

果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に	
果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるもの	

二〇十七 (略)	掲げるものを除く。 (ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実	(略)
付表 一〇七十八 (略) 七十九 ペルーから發送され、他の地域を経由しないで輸入される ぶどう(ウイティス・ウイニフェラに限る。)の生果実であつて 農林水産大臣が定める基準に適合しているもの		

二〇十七 (略)	を除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実	(略)
付表 一〇七十八 (略) (新設)		

(植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第 号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十三」を「第八十四」に、「第八十六」を「第八十七」に、「第八十一」を「第八十二」に、「第八十二」を「第八十三」に改め、「第七十九」の下に「及び第八十」を加え、「第八十」を「第八十一」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に、「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十七」を「第八十八」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十六」を「第八十七」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十八の次に次のように加える改正規定中同表の付表第八十七を同表の付表第八十八とし、同表の付表第七十九から同表の付表第八十六までを一表ずつ繰り下げらる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第 号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十九の規定に基づき、ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

一 植物及び地域

ぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実であつて、ペルーで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物として輸入されたものであること。

三 輸出国における検査及び証明

（一）ペルー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨の記載がされているペルー植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付された

ものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエに侵されていないものであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、低温処理コンテナーごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理コンテナーにおいて、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

生果実の中心部の温度	期 間
摂氏一・〇度	十六日間

摂氏二・〇度	十八日間
摂氏三・〇度	二十日間

(二) 低温処理コンテナーは、あらかじめペルー植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な設備を有するものとして指定されたものであること。

六 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

七 表示

三の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

ヨーロッパぶどう (*Vitis vinifera*) の生果実について

ヨーロッパぶどう (*Vitis vinifera*) は、ぶどう属の一種。ペルーにおける主な収穫時期は 10 月～2 月である。主要品種にはレッドグローブ種、クリームソンシードレス種、トムソンシードレス種等がある。

輸入解禁対象となる主な品種例

- ・ レッドグローブ種

果形：円形

果実：種子あり

果皮：赤色で厚い

果粒の重さ：10～14 g



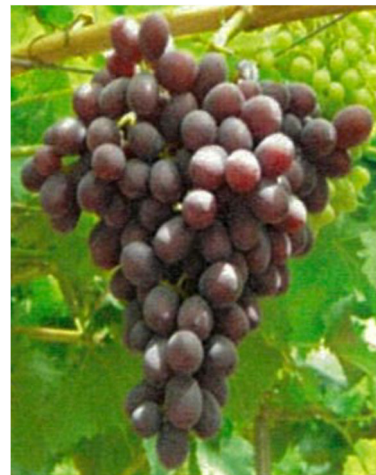
- ・ クリームソンシードレス種

果形：円形

果実：種子なし

果皮：赤色で薄い

果粒の重さ：4～7 g



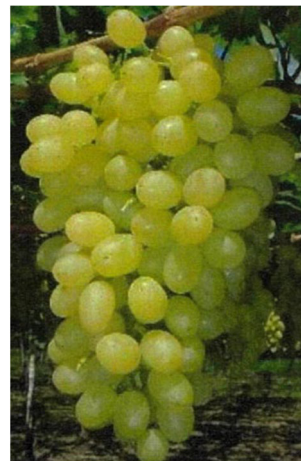
- ・ トムソンシードレス種

果形：長楕円形

果実：種子なし

果皮：黄緑色で薄い

果粒の重さ：4～7 g



(参考2)

チチュウカイミバエについて

英名 : Mediterranean fruit fly

学名 : *Ceratitis capitata* Wiedemann

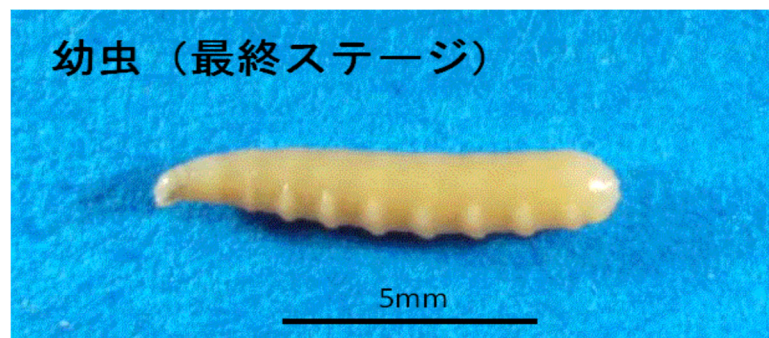
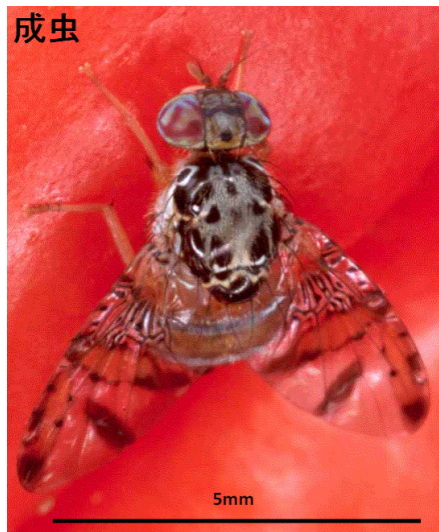
体長4.5～5.5mm位の小型のハエの一種で、かんきつ類、さくらんぼ、りんご等の生果実の大害虫として知られている。幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【発 生 地 域】

ヨーロッパ、中南米、中東、アフリカ、オーストラリア等

【主な寄主植物】

かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、ぶどう、パイヤ、マンゴウ、ウリ類、なす、アボカド等



(参考3)

ミナミアメリカミバエについて

英名 : South American fruit fly

学名 : *Anastrepha fraterculus* (Wiedemann)

体長7～11mm位の小型のハエの一種で、幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が減少する。特にばんじろう（グアバ）、マンゴウ、みかん属及びさくら属の果実で被害が大きい。

【発 生 地 域】

中南米

【主な寄主植物】

ぶどう、ばんじろう（グアバ）、もも、オレンジ、マンゴウ等

